

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
に基づく平成 27 年度履行状況調査の結果について

平成 28 年 3 月 29 日

文部科学省科学技術・学術政策局
人材政策課研究公正推進室

目次

【本編】

はじめに	1
書面調査の概要	2
I 研究機関における取組状況について	6
1 取組方針	6
2 体制の整備	7
3 研究倫理意識の醸成	8
4 一定期間の研究データの保存・開示	20
5 特定不正行為への対応等	24
II 特徴的な取組等	36
1 体制整備に関する取組	36
2 研究倫理意識の醸成に関する取組	37
3 研究データの保存等に関する取組	38
4 その他の取組	38
III 検討を要する課題やガイドラインに関する意見等	40
1 研究機関における体制整備に関する検討課題	40
2 研究機関における研究倫理教育、研究データの保存等に関する検討課題	40
3 研究機関から提出されたガイドラインに関する意見	41
現地調査の概要	44
1 東北大学	46
2 筑波大学	48
3 東京大学	50
4 京都大学	52
5 名古屋市立大学	54
6 京都府立医科大学	56
7 慶應義塾大学	58
8 大阪薬科大学	60
9 理化学研究所	62

【資料編】

書面調査結果詳細	65
1 研究倫理教育	65
2 一定期間の研究データの保存・開示	73
3 特定不正行為への対応	75

4	相談や告発の受付等	78
5	調査、認定、公表等	87
6	研究者規模別	107
現地調査結果詳細		112
1	東北大学	112
2	筑波大学	124
3	東京大学	132
4	京都大学	141
5	名古屋市立大学	149
6	京都府立医科大学	157
7	慶應義塾大学	164
8	大阪薬科大学	171
9	理化学研究所	177
(参考)		
書面調査票		188

本編

はじめに

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであると同時に、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであり、本来あってはならないものである。

また、厳しい財政事情にも関わらず、未来への先行投資として、国民の信頼と負託を受けて国費による研究開発を進めていることから、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められている。

文部科学省では、このことの重要性に鑑み、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対し、ガイドラインを踏まえた厳格な対応を要請しているところである。

ガイドラインの第5節では「文部科学省は、各研究機関における本ガイドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、研究機関に対し定期的に履行状況調査を実施し、その結果を公表する。」とされている。

平成27年度においては、各研究機関が責任を持って不正行為の防止等に係る体制整備を図り、所属する研究者や学生等の研究倫理意識をどのように醸成していくのか、不正行為が起こりにくい環境をつくるためにどのような取組をしていくべきか等について、国公私立大学や大学共同利用機関法人、独立行政法人をはじめ、競争的資金を取得した研究代表者を有する研究機関を含め、約1,700機関に対して履行状況を把握するための書面調査を実施するとともに、実際に研究機関に赴き、研究機関における体制整備の状況を把握することを目的として、9機関に対し現地調査を実施したところである。

本報告書は、これらの調査に基づく履行状況の調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備のより一層の推進方策にいかすとともに、各研究機関においては、これらの状況を把握し、自らの研究機関の状況に照らし、ガイドラインを踏まえた体制整備の促進を期待するものである。

書面調査の概要

（調査の目的）

ガイドライン第5節に基づき、各研究機関における、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況や他の研究機関の参考となる取組等を把握し公表することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資することを目的とする。

（調査対象）

以下の①②に該当する機関を対象として調査を実施。

- ① 国公立大学、共同大学利用機関法人、公私立短期大学、国公立高等専門学校、文部科学省の試験研究機関、文部科学省が所管する独立行政法人
- ② 文部科学省が所管する独立行政法人以外の独立行政法人、文部科学省の試験研究機関以外の試験研究機関、地方公共団体の試験研究機関及び企業等のうち、平成27年度に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等により研究を行う研究代表者を有する研究機関

※研究機関数については、以下の調査対象機関数を参照。

（調査期日）

平成27年7月24日（金）～平成27年9月11日（金）

（調査時点）

平成27年9月1日（火）

（調査票回収方法）

調査対象機関に対し、郵送又は電子メールにより書面による調査依頼を発送し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて回答の作成・提出を求めた。

（調査事項）

- 1 取組方針等
 - ・ 研究活動の不正行為への対応に関する取組の方針や理念等
 - ・ 体制整備、研究倫理意識の醸成、研究データの保存・開示に関する取組
 - ・ 不正行為を防止するための自主的な取組、不正行為への対応に関する課題等
- 2 個別の取組
 - ・ 研究倫理教育の実施体制、受講義務等
 - ・ 一定期間の研究データの保存・開示に関する規定及び周知
 - ・ 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備等
 - ・ 相談や告発の受付窓口の設置及び周知、相談や告発に対する対応
 - ・ 特定不正行為の調査、認定、公表等に係る対応

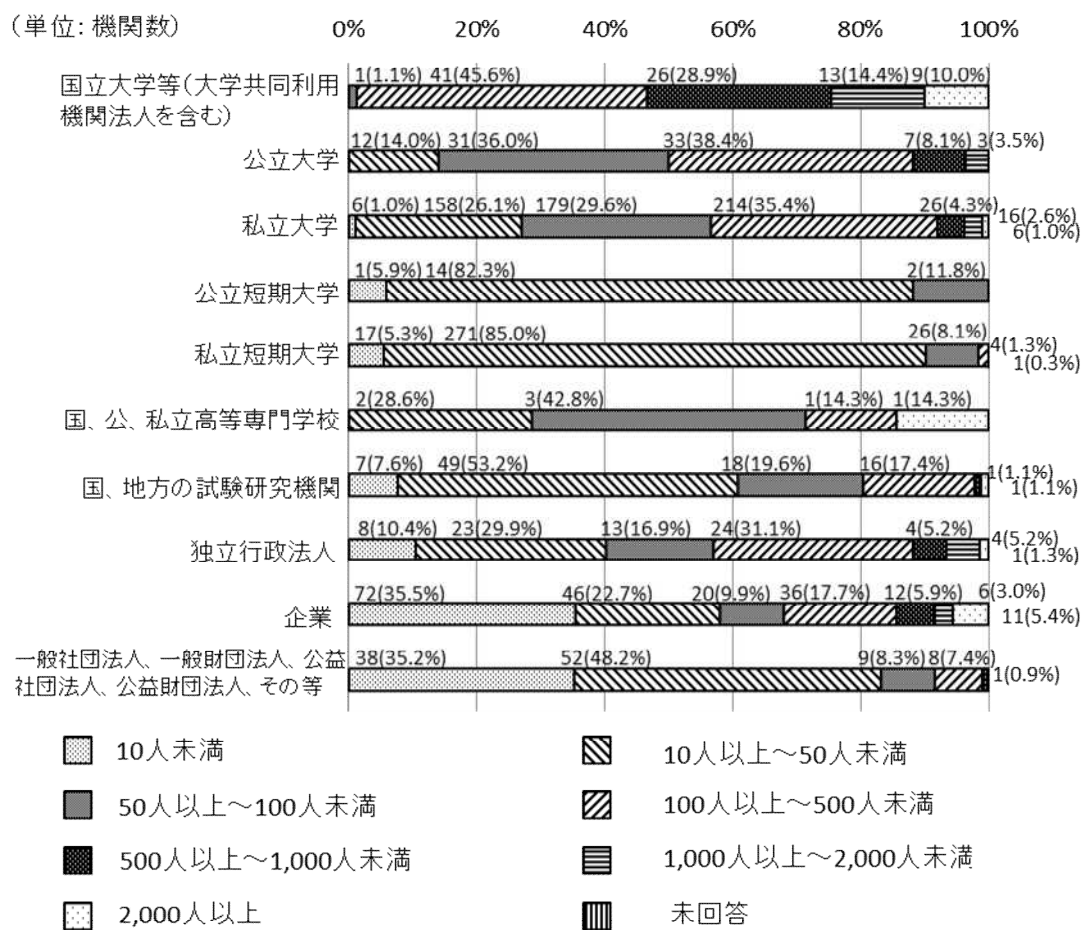
(調査対象機関数)

研究機関種別	依頼数	提出数	回答率
国立大学(大学共同利用機関法人を含む)	90	90	100.0%
公立大学	86	86	100.0%
私立大学	605	605	100.0%
公立短期大学	17	17	100.0%
私立短期大学	319	319	100.0%
国、公、私立高等専門学校	7	7	100.0%
国、地方公共団体の試験研究機関	100	92	92.0%
独立行政法人	83	77	92.8%
企業	243	203	83.5%
一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、その他	116	108	93.1%
合計	1,666	1,604	96.3%

(備考)

- ・ 研究機関種別「その他」には、特定非営利活動法人、社会福祉法人、地方独立行政法人等が含まれる。
- ・ 調査時点（平成 27 年 9 月 1 日時点）に存在する研究機関であっても、閉鎖が予定されている研究機関等については調査対象から除いている。
- ・ 国立高等専門学校は 51 校存在するが、全校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構が全体をまとめて 1 機関として回答している。
- ・ 調査対象のうち、「文部科学省が所管する独立行政法人以外の独立行政法人、文部科学省の試験研究機関以外の国の試験研究機関、地方公共団体の試験研究機関及び企業等のうち、平成 27 年度に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等により研究を行う研究代表者を有する研究機関」については、調査開始時点（平成 27 年 7 月）に競争的資金等の配分が決定していた研究機関の回答を集計、掲載している。

(参考) 調査対象機関の研究者規模



I 研究機関における取組状況について

1 取組方針

誠実な研究活動は、社会貢献に対する高い意識と良識に基づく教育・研究活動によってのみ成されるものであり、先人の業績を踏まえ、自らなしえた結果により新たな知見を想像し、知の体系を構築していく行為として、社会の信頼と付託を得て、主体的かつ自立的に研究を進めることが求められるものである。研究活動は社会からの信頼と付託の上に成り立っており、こうした信頼や付託が薄れたり失われたりすれば、科学技術そのものがよって立つ基盤が崩れることになる。

文部科学省では、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えるため、平成 18 年 8 月に科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会において「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（以下「旧ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえ、各研究機関で、規程を整備し、不正行為の告発受付窓口の設置や調査体制の整備、調査の手順等確立してきたところである。しかし、昨今、研究活動上の不正行為の事案が後を絶たないことや、また、社会的な関心の高まりも相まって、平成 26 年 8 月に新たにガイドラインを文部科学大臣決定した。

これを受け、多くの研究機関において、その目的に沿った教育・研究理念の下、研究活動の実施に当たっては高い倫理観のもとで透明性と説明責任を自覚する必要があることなどを内容とする、それぞれの行動規範や基本方針等を整備し、研究者等に徹底・遵守させている。また、研究活動が社会の信頼と付託の上に成り立つことを改めて研究者に自覚させ、研究機関において組織として責任を持って研究不正の防止に関わる必要があることなどから、ガイドラインの趣旨を踏まえ、管理責任の明確化や、研究倫理教育の実施、一定期間の研究データの保存・開示、不正行為の疑義が生じた場合の対応等、新たな要請に基づく事項について、多くの研究機関が学内規程等を整備し、研究活動上の不正行為の防止及び対応を実施している。

具体的には、各研究機関における経営方針や法人の目的等を踏まえ、

- ・ 研究倫理教育による倫理意識の向上に重点を置くこと
 - ・ 学生や若手に科学研究の真髄を理解させること
 - ・ 研究不正に対する処分等に言及するのみでなく、研究活動の在り方を研究者に理解させること
 - ・ 研究者の社会に対する責任を前提とすること
 - ・ 組織としての責任体制を確立し、組織を挙げて研究不正の防止に取り組むこと
 - ・ 組織内の各部局の地理的条件も踏まえつつ有効な体制を整備すること
- 等を理念や方針として、多くの研究機関において取組が行われている。

2 体制の整備

ガイドラインでは、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることに
より、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要が
あり、特に、研究機関において責任体制の確立による管理責任の明確化や不正
行為を事前に防止する取組を推進することを求めている。

具体的には、多くの研究機関において、学内規程を改定し、研究活動上の不
正行為防止管理体制について、

- ・ 組織内の責任体制の明確化（最高責任者、研究公正統括管理責任者、研究公
正推進責任者の設置、公正な研究活動を推進するための委員会の設置等）
- ・ 研究倫理教育を実施するための体制整備（研究倫理教育責任者、研究倫理委
員会の設置、e-ラーニング教材導入等の事務支援を行う事務局の設置等）
- ・ 研究不正事案に対応するための体制整備（法人本部と独立した監査室におけ
る告発窓口の設置、研究不正事案調査のための常設委員会の設置等）

等の対応を実施しているところであり、これらを通じて、研究活動上の不正行
為の防止及び公正な研究活動の推進に向けた取組が行われている。

3 研究倫理意識の醸成

研究活動上の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究者等に求められる研究倫理に関する教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理意識を醸成することが重要である。

① 研究倫理教育を実施する体制の整備状況

研究倫理教育を実施する体制の整備については、約 87% (1,392 機関) の機関が「a. 既に体制を整備済み」又は「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」としている。一方、約 2% (27 機関) の機関では、「e. 体制を整備する予定はない」としている。(図 3 ①-1)

研究機関種別で見ると、国立大学等、国、公、私立高等専門学校、独立行政法人においては、8 割を超える機関が「a. 既に体制を整備済み」としている。一方、私立短期大学、企業においては、「a. 既に体制を整備済み」とする機関が 50% を下回る状況となっている。(図 3 ①-2)

所属する研究者数の規模別に見ると、サンプル数の少ない 2,000 人以上の規模の機関を除けば、研究者数の規模が小さくなるにつれて「a. 既に体制を整備済み」と回答する機関の割合が減少する傾向にある。(図 3 ①-3)

なお、「e. 体制を整備する予定はない」と回答している主な理由としては、

- ・内容を検討中
- ・機関内で調整中
- ・検討の時間がない
- ・研究者が少人数しか所属していない
- ・コンプライアンス教育や公的研究費の使用不正等の教育システムはあるが、研究倫理教育は行っていない

などを挙げている。

図 3 ①-1 : 研究倫理教育を実施する体制の整備状況

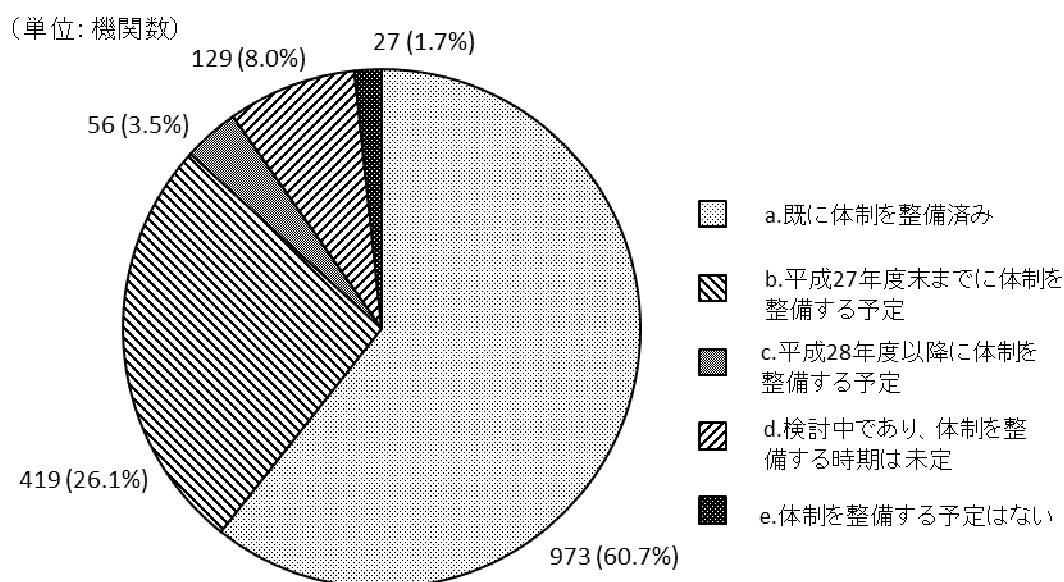


図3①-2：研究機関種別の研究倫理教育を実施する体制の整備状況

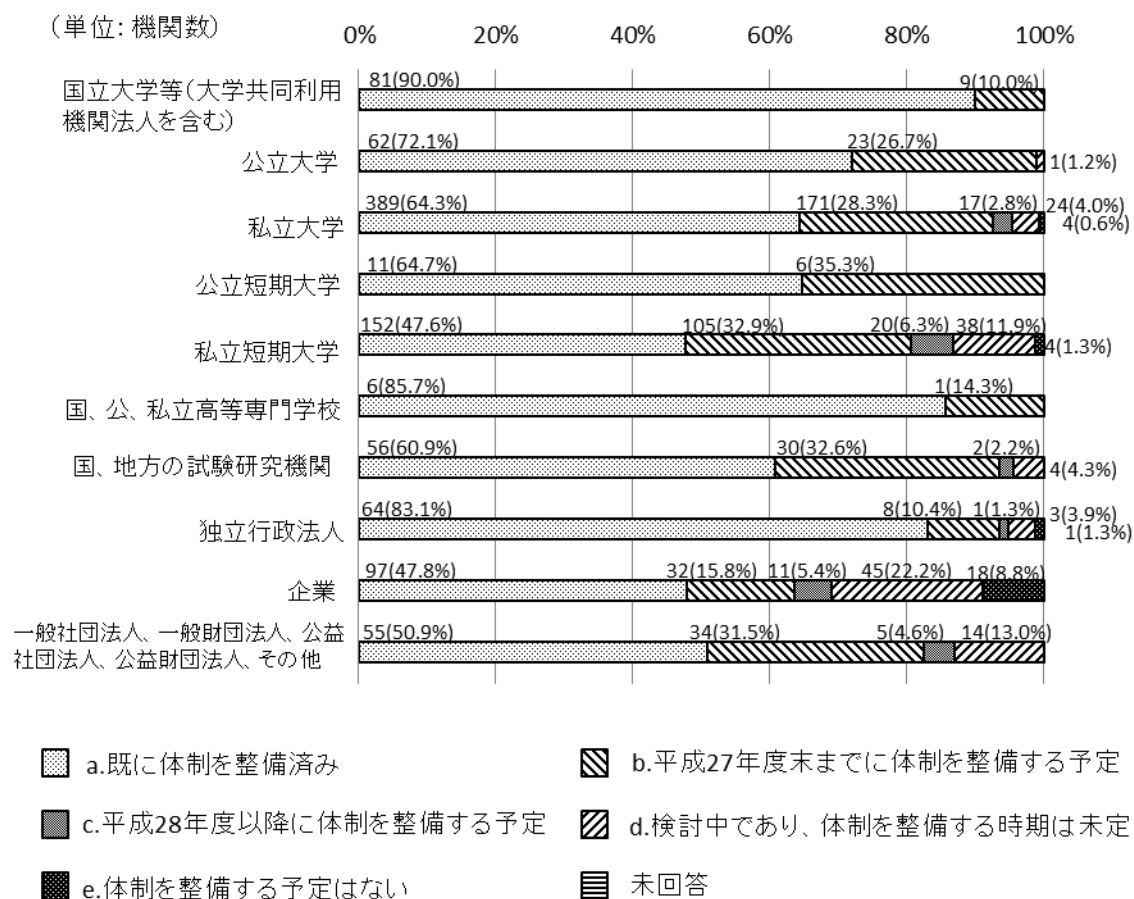
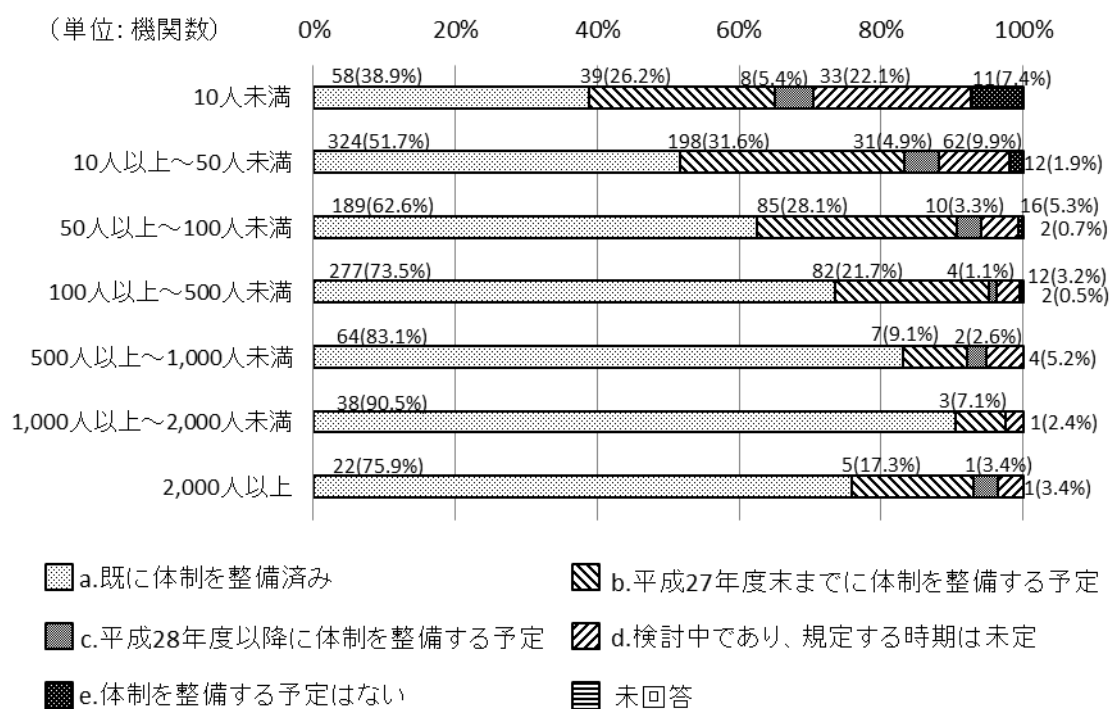


図3①-3：研究者数規模別の研究倫理教育を実施する体制の整備状況



※研究者数規模を回答していない1機関は含まれていない。(以降の図も同様。)

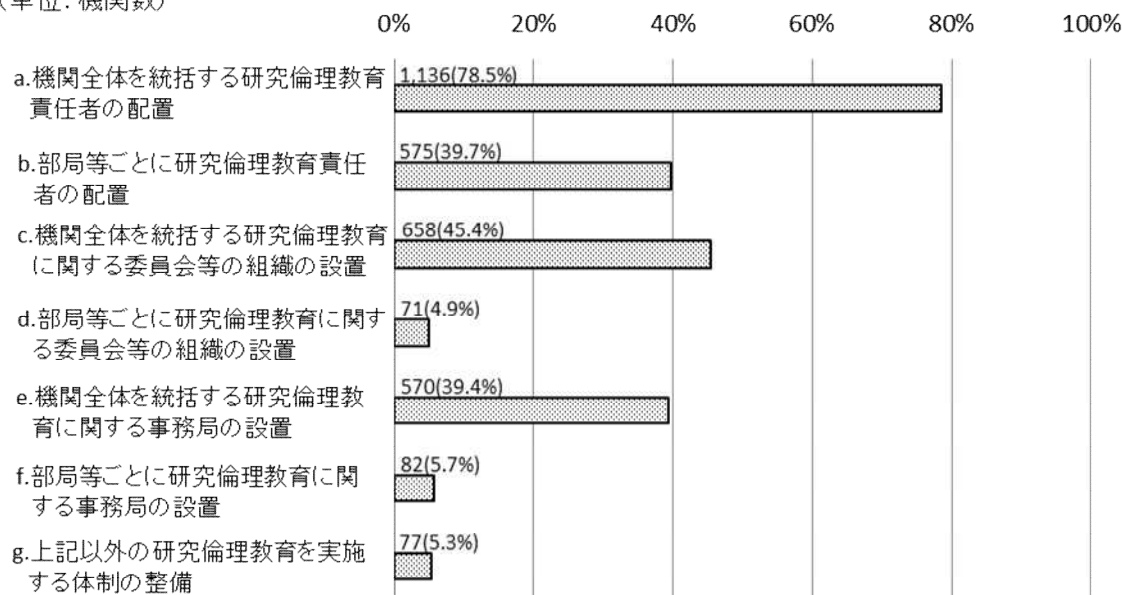
② 研究倫理教育を実施する体制の内容（複数選択の設問）

研究倫理教育を実施する体制を整備している又は整備する予定としている機関（1,448 機関）においては、約 79%（1,136 機関）の機関において「a. 機関全体を統括する研究倫理教育責任者の配置」、約 45%（658 機関）の機関において「c. 機関全体を統括する研究倫理教育に関する委員会等の組織の設置」、約 40%（575 機関）の機関において「b. 部局等ごとに研究倫理教育責任者の配置」「e. 機関全体を統括する研究倫理教育に関する事務局の設置」とするなど、各機関の状況に応じた体制整備が行われている。（図 3 ②-1）

所属する研究者数の規模別に見ると、所属する研究者数の規模にかかわらず、7～8 割程度の研究機関において「a. 機関全体を統括する研究倫理教育責任者の配置」が行われている。また、所属する研究者数が大きくなるほど、「b. 部局等ごとに研究倫理教育責任者の配置」「f. 部局等ごとに研究倫理教育に関する事務局の設置」の機関の割合が高くなる傾向がある。（図 3 ②-2、図 3 ②-3、図 3 ②-4、図 3 ②-5）

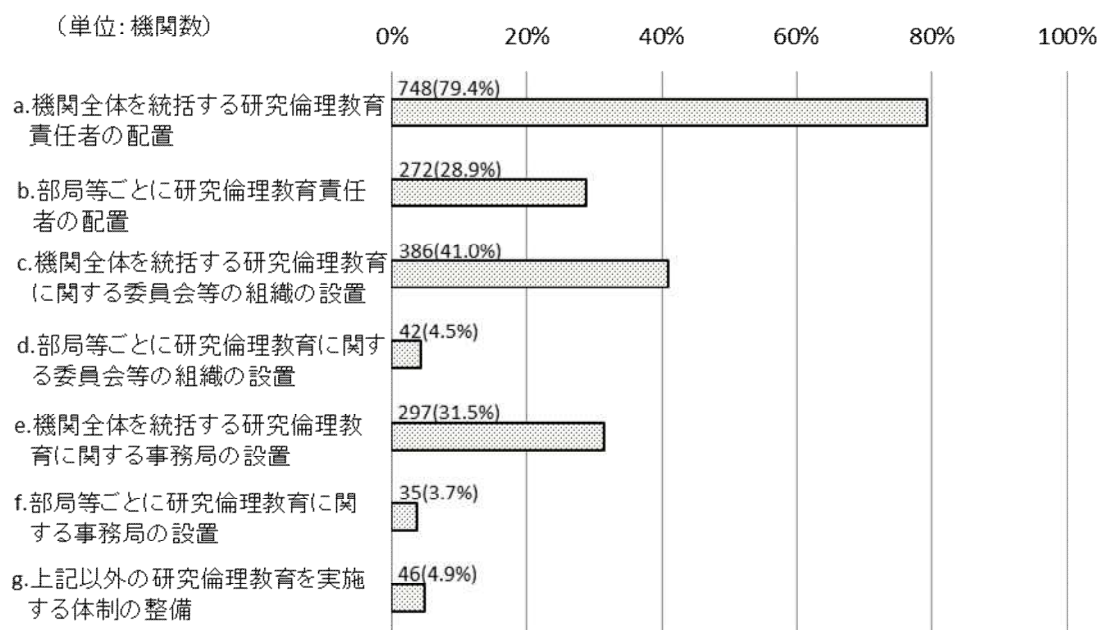
図 3 ②-1：研究倫理教育を実施する体制の内容

(単位: 機関数)



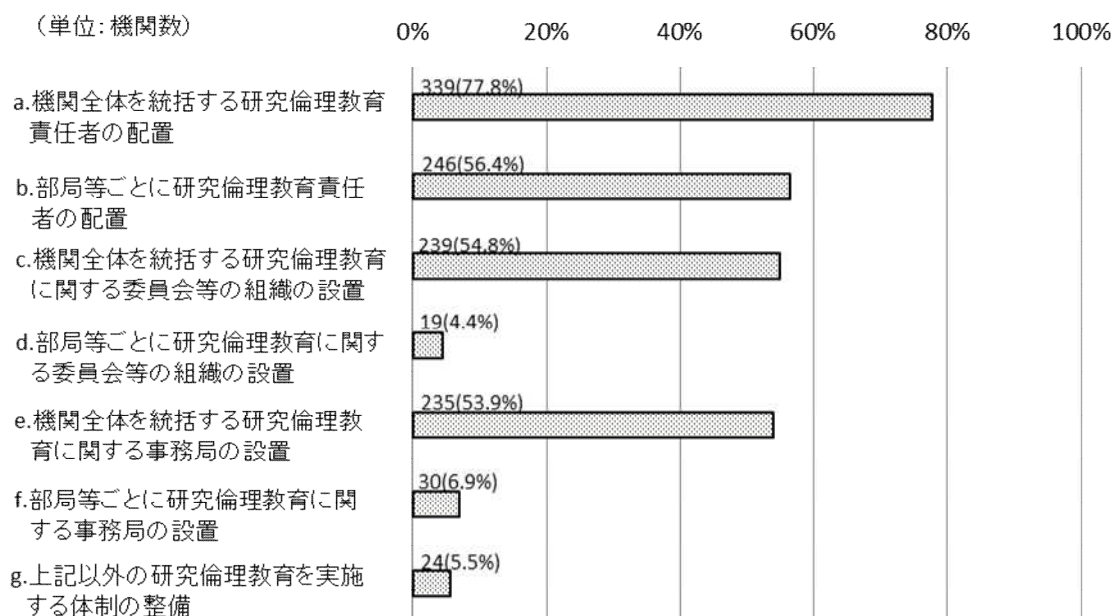
※ 3 ①-1 において、「a. 既に体制を整備済み」、「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」又は「c. 平成 28 年度以降に体制を整備する予定」と回答した 1,448 機関を対象としている。

図 3 ②－ 2 : 研究者数規模別の研究倫理教育を実施する体制の内容 (100 人未満)



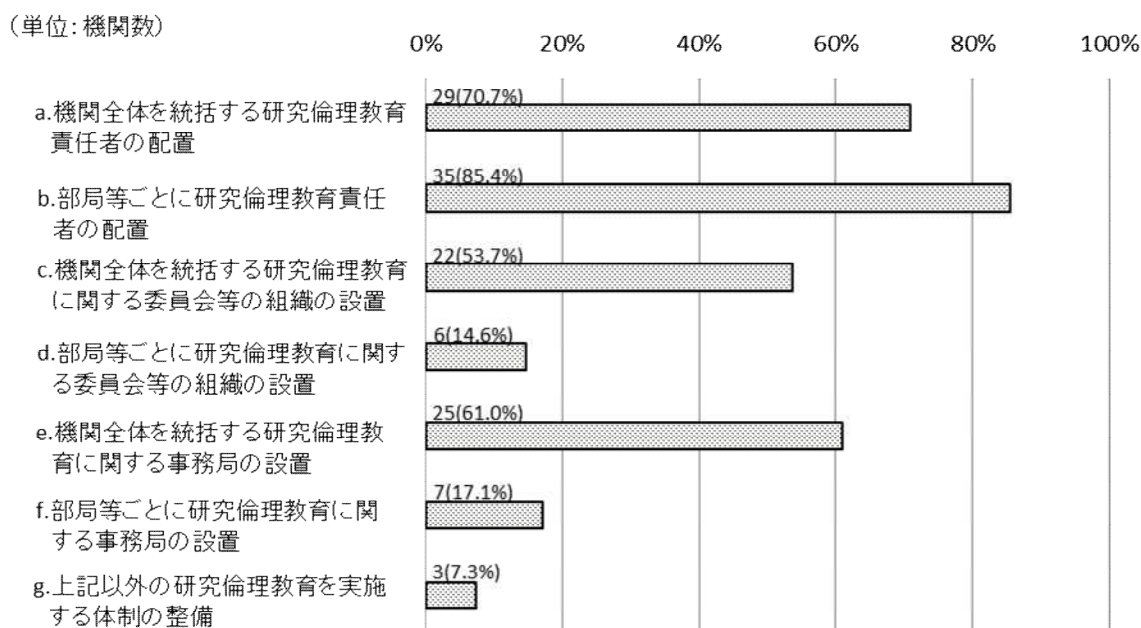
※ 3 ①－ 1 において、「a. 既に体制を整備済み」、「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」又は「c. 平成 28 年度以降に体制を整備する予定」と回答した研究者規模 100 人未満の機関 (942 機関) を対象としている。

図 3 ②－ 3 : 研究者数規模別の研究倫理教育を実施する体制の内容 (100 人以上～1,000 人未満)



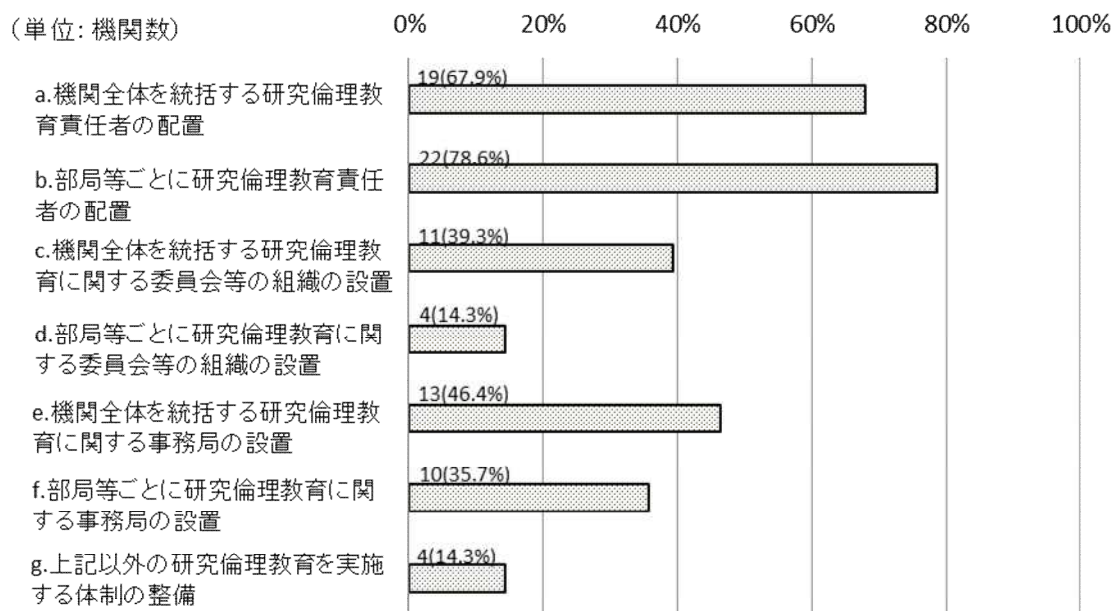
※ 3 ①－ 1 において、「a. 既に体制を整備済み」、「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」又は「c. 平成 28 年度以降に体制を整備する予定」と回答した研究者規模 100 人以上 1,000 人未満の機関 (436 機関) を対象としている。

図 3 ②－ 4 : 研究者数規模別の研究倫理教育を実施する体制の内容 (1,000 人以上～2,000 人未満)



※ 3 ①－ 1 において、「a. 既に体制を整備済み」、「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」又は「c. 平成 28 年度以降に体制を整備する予定」と回答した研究者規模 1,000 人以上 2,000 人未満の機関 (41 機関) を対象としている。

図 3 ②－ 5 : 研究者数規模別の研究倫理教育を実施する体制の内容 (2,000 人以上)



※ 3 ①－ 1 において、「a. 既に体制を整備済み」、「b. 平成 27 年度末までに体制を整備する予定」又は「c. 平成 28 年度以降に体制を整備する予定」と回答した研究者規模 2,000 人以上の機関 (28 機関) を対象としている。

③ 研究倫理教育の受講の義務付け状況

【本務者】

研究者のうち本務者については、約 57% (918 機関) の機関が研究倫理教育の受講を義務付けているが、「b. 一部の研究者には受講を義務付けていない」「c. 現時点では受講を義務付けていない」とする機関がそれぞれ約 9% (148 機関)、約 32% (515 機関) ある。(図 3 ③-1)

「b. 一部の研究者には受講を義務付けていない」又は「c. 現時点では受講を義務付けていない」と回答した機関については、約 46% (307 機関) の機関で「a. 平成 27 年度末までに受講を義務付ける予定」としているが、約 5% (34 機関) の機関では「d. 受講を義務付ける予定はない」としている。(図 3 ③-2)

また、研究機関種別で見ると、私立短期大学では約 46% (146 機関)、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、その他では約 43% (46 機関) が「d. 受講を義務付ける予定はない」と回答している。(図 3 ③-3)

研究者規模別で見ると、「10 人未満」の機関の約 44% (65 機関) が「d. 受講を義務付ける予定はない」と回答するなど、所属する研究者数が少なくなるほど、「d. 受講を義務付ける予定はない」と回答する機関の割合が高くなる傾向がある。(図 3 ③-4)

受講を義務付けていない機関における今後の予定を研究機関種別で見ると、企業では約 48% (40 機関)、私立短期大学では約 39% (69 機関) が「c. 受講を義務付けるか未定」と回答している。(図 3 ③-5) 受講を義務付けていない機関における今後の予定を研究者規模で見ると、「2,000 人以上」の機関を除く全ての規模で、4 割以上の機関が「a. 平成 27 年度末までに受講を義務付ける予定」となっている。(図 3 ③-6)

なお、「d. 受講を義務付ける予定はない」「c. 受講を義務付けるか未定」と回答している主な理由としては、

- ・現時点では、公的研究費に応募・採択された研究者を対象に行っている。
- ・一部、特定の業務を実施している研究者について義務化の是非を検討中。などを挙げている。

【本務者以外の研究者】

研究者のうち本務者以外の者（他の機関に本務を有する者及び本務を有しない者）については、「a. 貴機関での受講を義務付けている」又は「b. 貴機関以外での受講も含め、受講を義務付けている」とする機関が約 28% (456 機関) あるが、一方で「c. 一部の研究者には受講を義務付けていない」「d. 現時点では受講を義務付けていない」とする機関がそれぞれ約 9% (136 機関)、約 39% (624 機関) ある。(図 3 ③-1)

「c. 一部の研究者には受講を義務付けていない」又は「d. 現時点では受講を義務付けていない」と回答した機関については、約 21% (161 機関) の機関で「a. 平成 27 年度末までに受講を義務付ける予定」としているが、約 16% (122 機関) の機関では「d. 受講を義務付ける予定はない」としている。(図 3 ③-2)

なお、「d. 受講を義務付ける予定はない」「c. 受講を義務付けるか未定」と回答している主な理由としては、

- ・本務とする研究機関での受講を前提とし、本務とする研究機関での受講を義務付ける（要証明書の提出）予定。本務とする研究機関での受講ができない場合は、本学の倫理教育の受講を義務付ける予定。

- ・非常勤講師については、本学研究活動の対象外としているため。
- ・公的研究費を申請・執行する研究者に受講を義務付けている。などを挙げている。

【研究支援人材、学生等】

研究支援人材については、約 26%（415 機関）の機関で研究倫理教育の受講を義務付けている。（図 3 ③- 1）

学部学生及び大学院学生については、それぞれ約 11%（180 機関）、約 15%（242 機関）が在学中の研究倫理教育の受講を義務付けている。（図 3 ③- 1）

上記以外に研究倫理教育の受講を義務付けている者としては、財務や経理、研究倫理等の研究支援業務を行う事務職員や特に公的研究費に関わる事務職員等となっている。

図 3 ③- 1 : 研究倫理教育の受講の義務付け状況

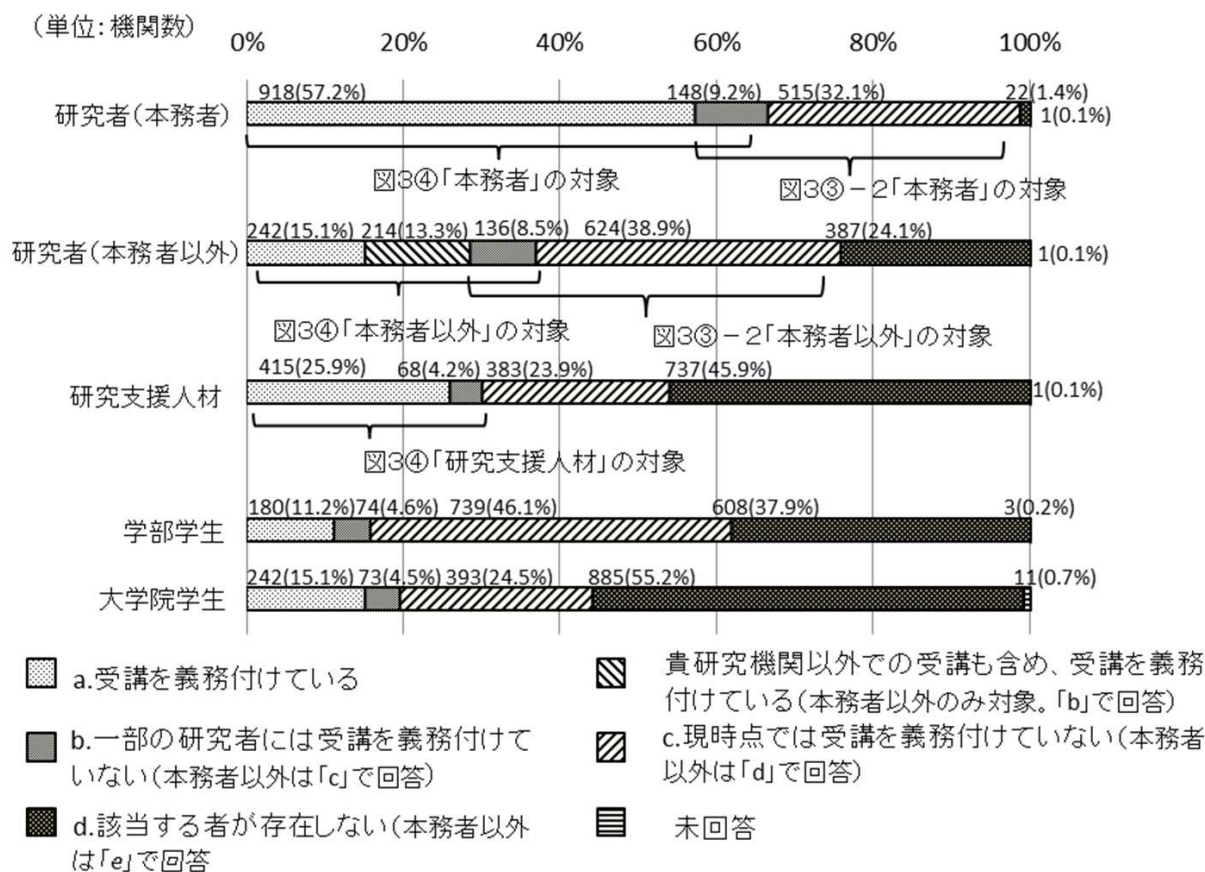
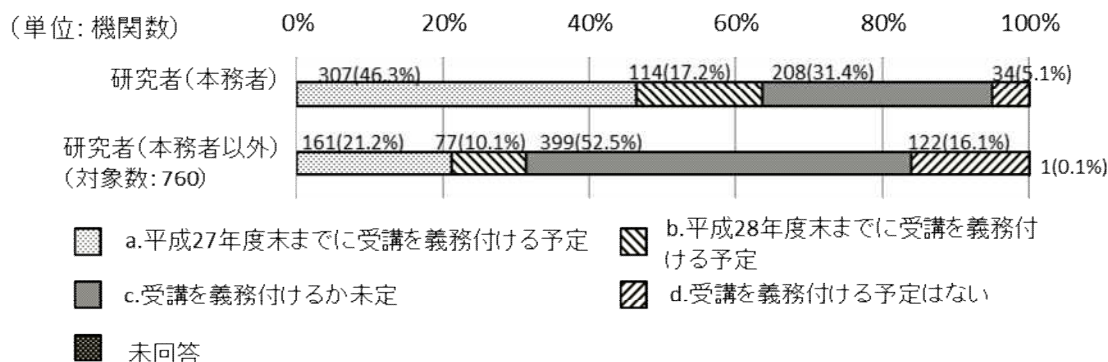


図3③-2：研究者に研究倫理教育の受講を義務付けていない機関における今後の予定



※3③-1において、研究者（本務者）、研究者（本務者以外）について、「b.一部の研究者には受講を義務付けていない。（研究者（本務者以外）はc.）」又は「c.現時点では受講を義務付けていない。（研究者（本務者以外）はd.）」と回答した機関を対象としている。

図3③-3：研究機関種別の研究者（本務者）への研究倫理教育の受講の義務付け状況

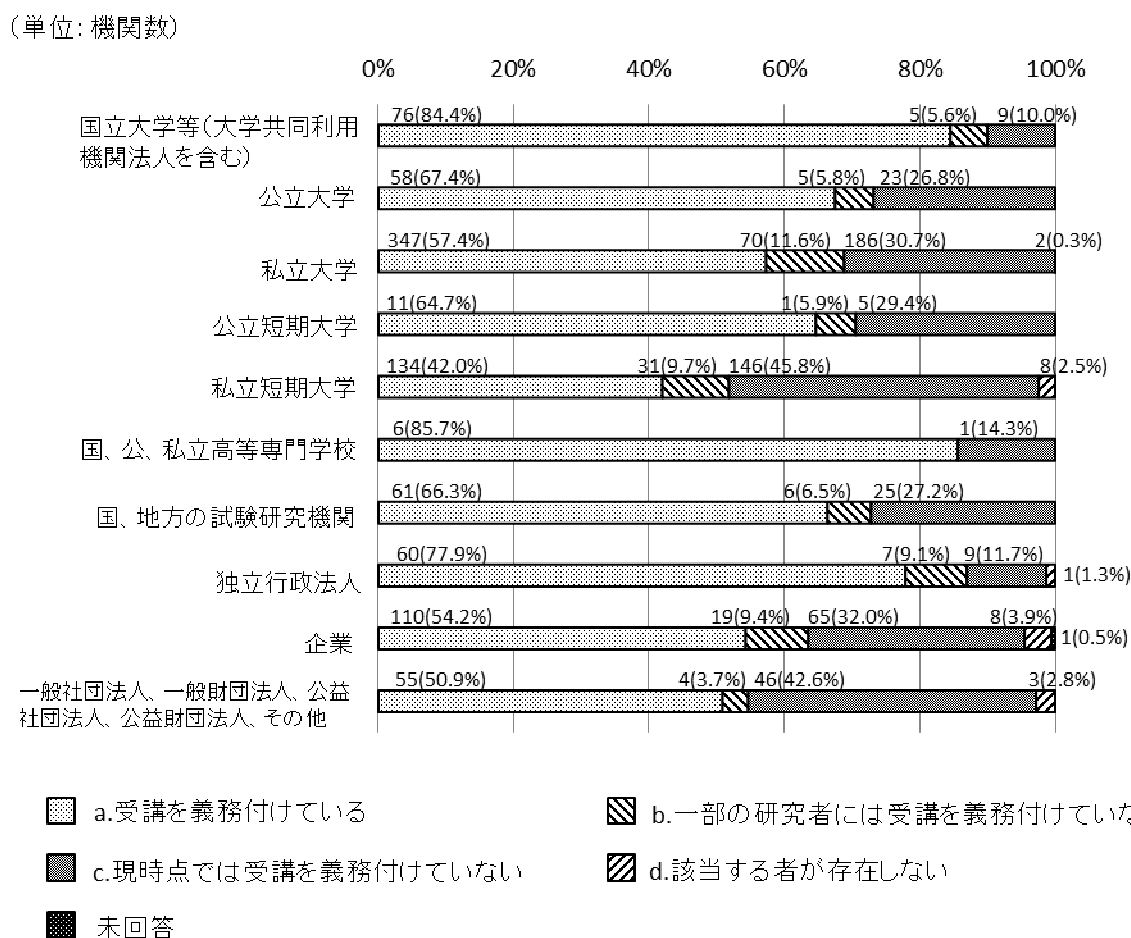


図3③-4：研究者数規模別の研究者（本務者）への研究倫理教育の受講の義務付け状況

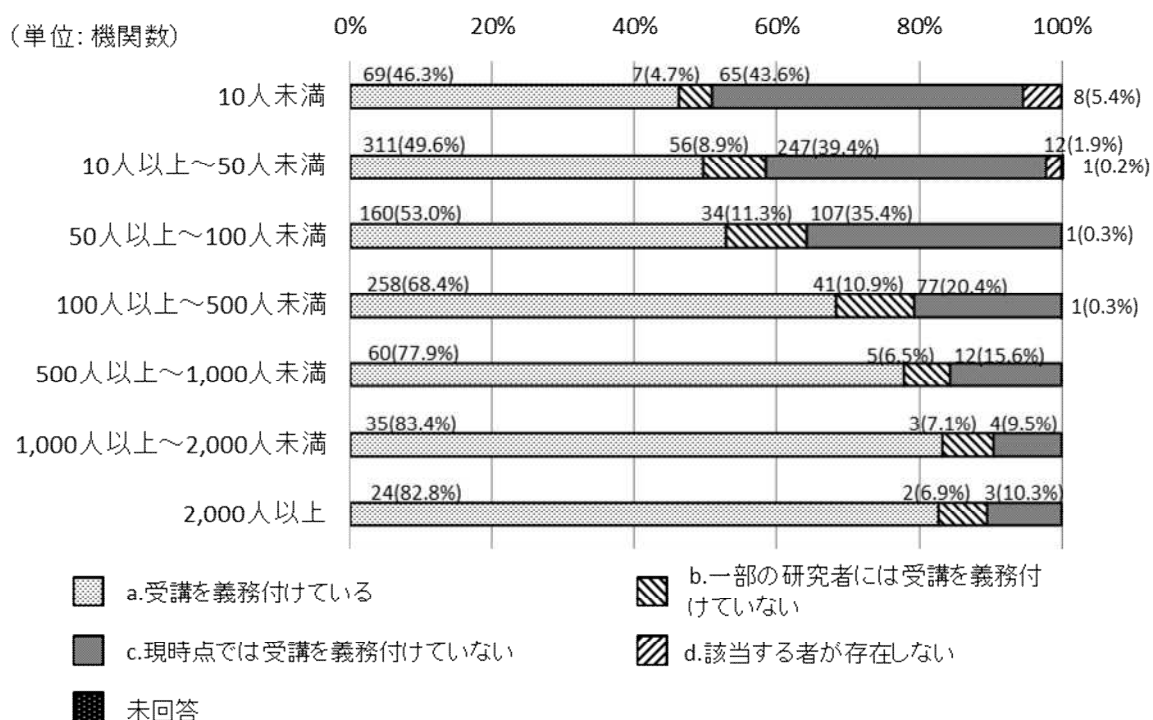


図3③-5：研究機関種別の研究者（本務者）に研究倫理教育の受講を義務付けていない機関における今後の予定

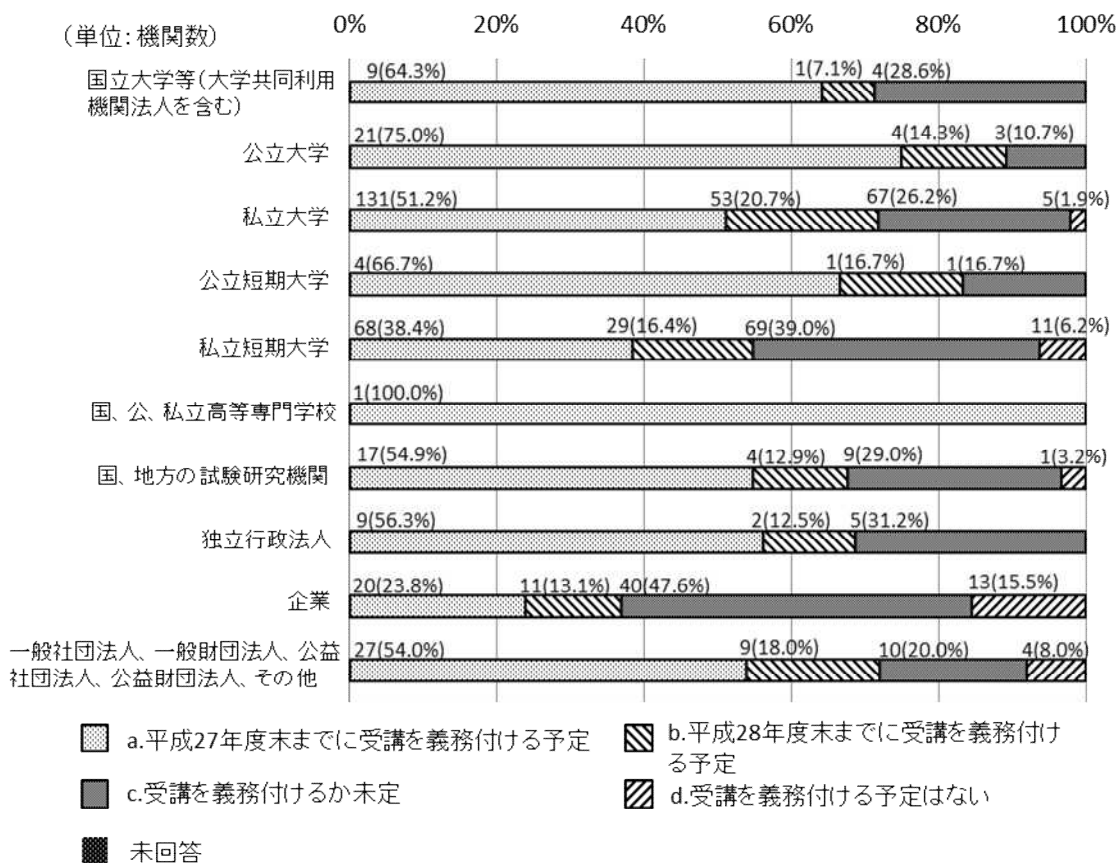
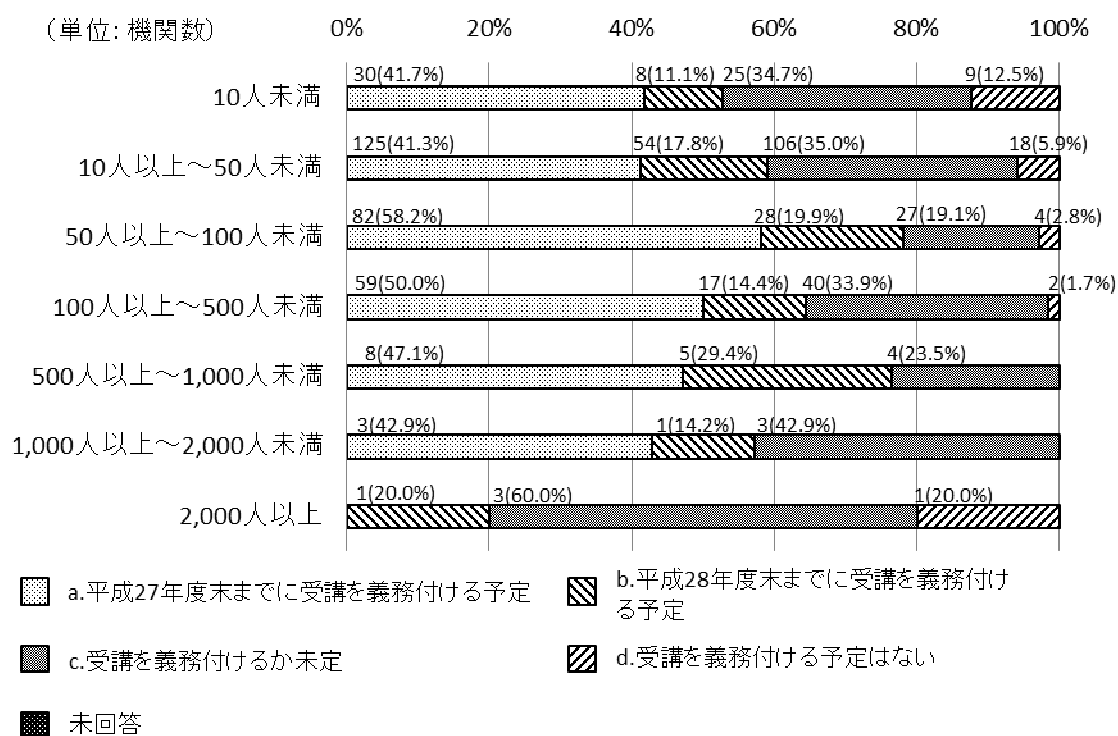


図3③-6：研究者数規模別の研究者（本務者）に研究倫理教育の受講を義務付けていない機関における今後の予定



※3③-3において、「b.一部の研究者には受講を義務付けていない。」又は「c.現時点では受講を義務付けていない。」と回答した機関を対象としている。(図3③-5、図3③-6)

④ 研究倫理教育の受講頻度の状況

【本務者】

3③において、研究者のうち本務者について、「a. 受講を義務付けている」又は「b. 一部の研究者には受講を義務付けていない」と回答した機関のうち、約94%（1,005機関）の機関が「a. 機関全体で共通の頻度で定期的実施することとしている」又は「b. 受講対象によって頻度が異なるものの、定期的実施することとしている」としているが、約5%（57機関）の機関が「d. 定期的実施することとしていない」としている。（図3④）

なお、「d. 定期的実施することとしていない」と回答している主な理由としては、

- ・研究倫理教育の実施は、今年度が初年度であるため、受講の頻度については今後の検討課題としている。
- などを挙げている。

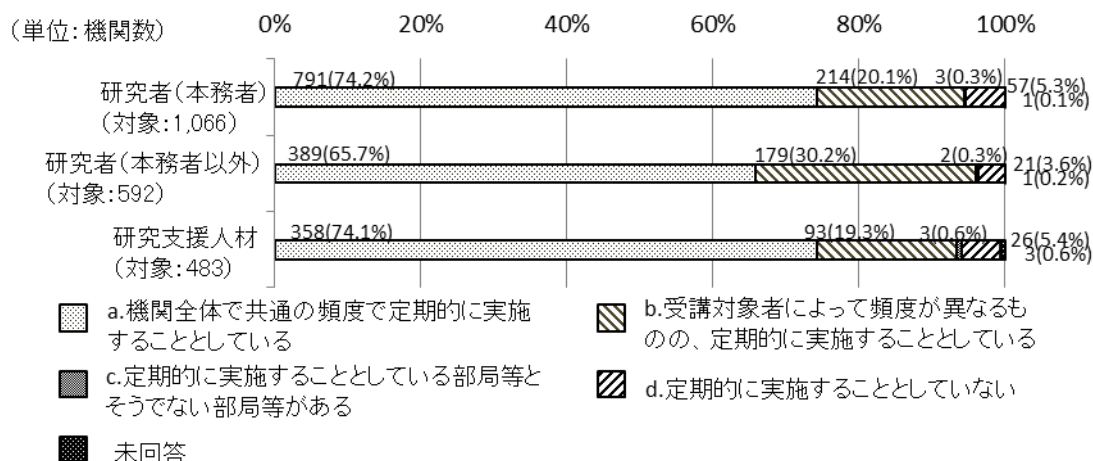
【本務者以外の研究者】

研究者のうち本務者以外の者について、「a. 貴機関での受講を義務付けている」、「b. 貴機関以外での受講も含め、受講を義務付けている」又は「c. 一部の研究者には受講を義務付けていない」と回答した機関のうち、約96%（568機関）の機関が「a. 機関全体で共通の頻度で定期的実施することとしている」又は「b. 受講対象者によって頻度が異なるものの、定期的実施することとしている」としているが、約4%（21機関）の機関が「d. 定期的実施することとしていない」としている。（図3④）

なお、「d. 定期的実施することとしていない」と回答している主な理由としては、

- ・研究倫理教育の導入から時間がたっておらず、どの程度の頻度で実施すべきかを検討するために十分な情報がそろっていないため。
- ・非常勤職員については、出入りが激しいため、その都度、研究倫理に関する冊子を配布して教育を実施している。
- などを挙げている。

図3④：研究倫理教育の受講頻度の状況



※3③-1において、研究者（本務者）、研究者（本務者以外）、研究支援人材について、「a. 受講を義務付けている。」、「b. 貴研究機関以外での受講も含め、受講を義務付けている。（研究者（本務者以外））」又は「b. 一部の研究者には受講を義務付けていない。（研究者（本務者以外）はc.）」と回答した機関を対象としている。

⑤ 研究倫理教育の履修状況の把握

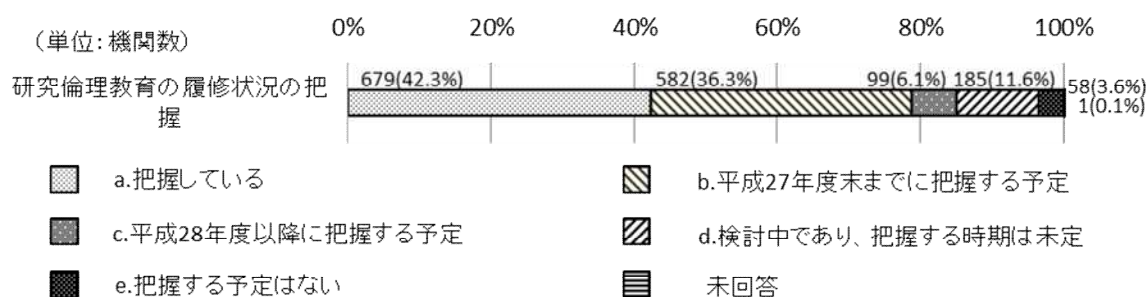
研究倫理教育の履修状況の把握について、「a. 把握している」又は「b. 平成27年度末までに把握する予定」と回答した機関が約79%（1,261機関）となっている。（図3⑤）

一方、「e. 把握する予定はない」と回答した機関が約4%（58機関）となっているが、その主な理由としては、

- ・研究倫理教育カリキュラムがないため、履修記録がない。
- ・現状では学内において研究指導する教員が実地に教育することで十分と考えている。

などを挙げている。

図3⑤：研究倫理教育の履修状況



4 一定期間の研究データの保存・開示

研究者が自らの研究活動によって生み出された成果やそのもととなる研究データを適切に保存し、必要に応じて開示することは研究者の責務である。また、研究成果の第三者による検証可能性を確保することによる不正行為の抑止や、不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛に資するものである。このため、研究機関において、研究者に対する一定期間の研究データの保存・開示を義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行う必要がある。

① 研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定の整備状況

研究データの保存・開示に関する規定の整備について、「a. 規定している」と回答した機関が約 49%（790 機関）、「c. 規定していない」と回答した機関が同率の約 49%（785 機関）となっている。（図 4 ①-1）

研究機関種別で見ると、国立大学等、国、公、私立高等専門学校、独立行政法人では 7 割以上の機関が「a. 規定している」としている。一方、その他の機関種別では「a. 規定している」とする機関が 6 割を下回り、特に、私立短期大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、その他では、「a. 規定している」と回答した機関がそれぞれ約 36%（116 機関）、約 39%（42 機関）となっている。（図 4 ①-2）

研究者数の規模別に見ると、機関数の少ない 2,000 人以上の規模の機関を除けば、研究者数が少なくなるにつれて「a. 規定している」と回答する機関の割合が減少する傾向にある。（図 4 ①-3）

なお、「c. 規定していない」と回答している主な理由は、以下のとおりである。

- ・ 研究不正防止に向けて体制を整備中につき、今後規定する予定。
- ・ 本履行状況調査の結果として示されることが期待される他機関の状況を踏まえて対応する。
- ・ 研究データに特化した規程はないが、研究データの管理及びラボノートに関する規程は整備している、文書管理に関する規程で代用する等、他の規程等で対応する。
- ・ 理系と文系で保存方法が異なるため、検討に時間を要する。
- ・ 研究データの保存について規定しているが、研究データの開示については規定していない。
- ・ 研究者の判断又は研究者本人の管理に任せている。

図 4 ①-1 : 研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定の整備状況

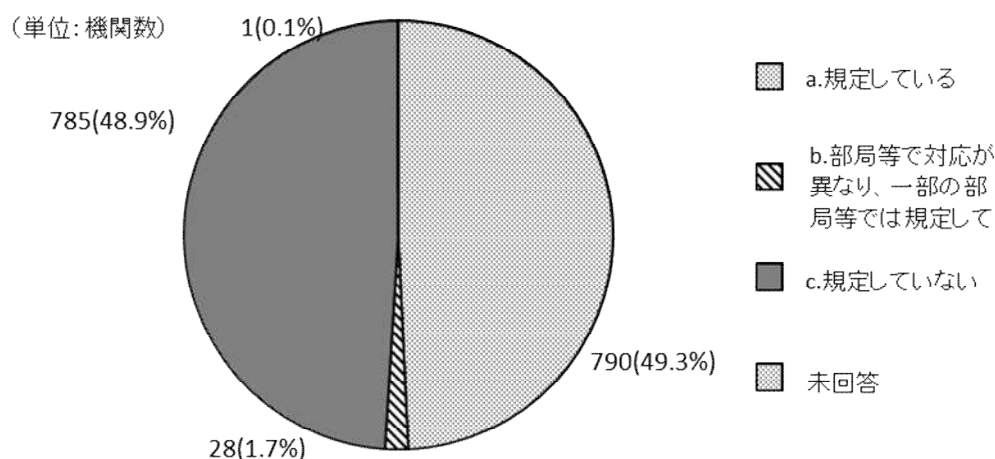


図 4 ① - 2 : 研究機関種別の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定の整備状況

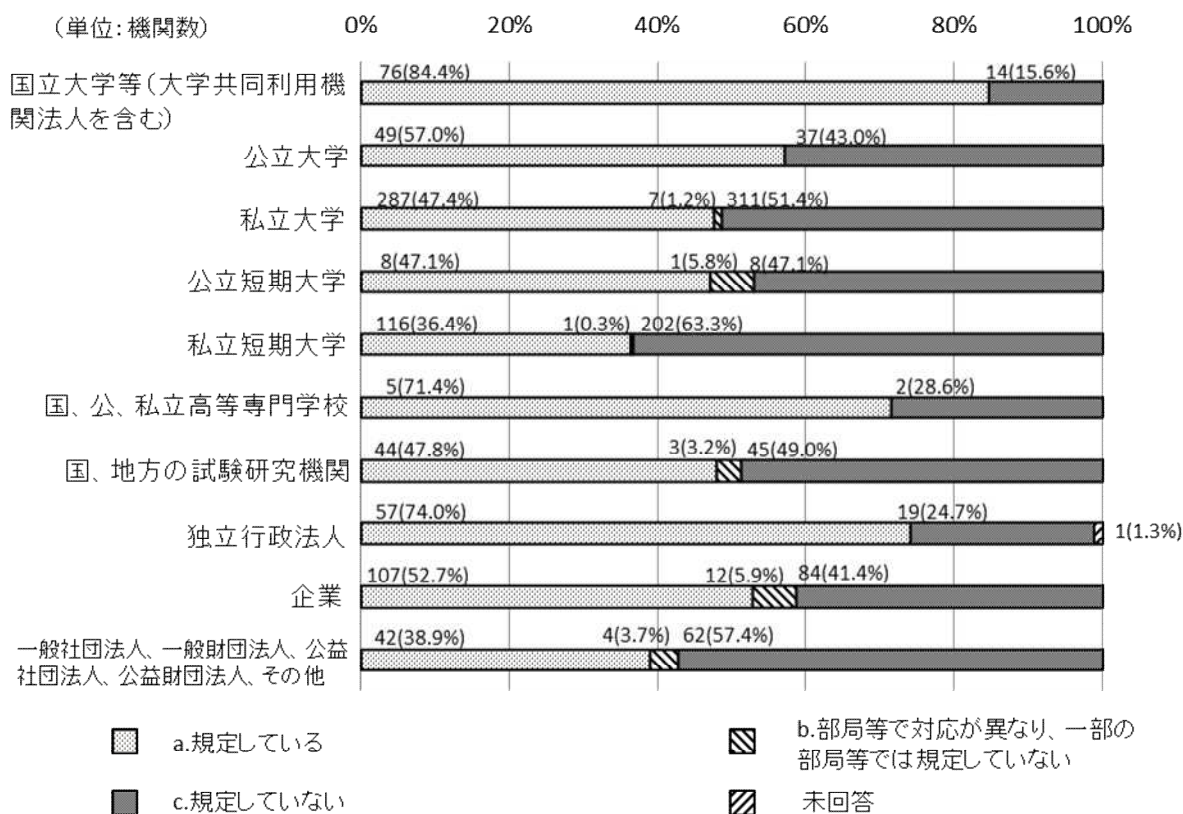
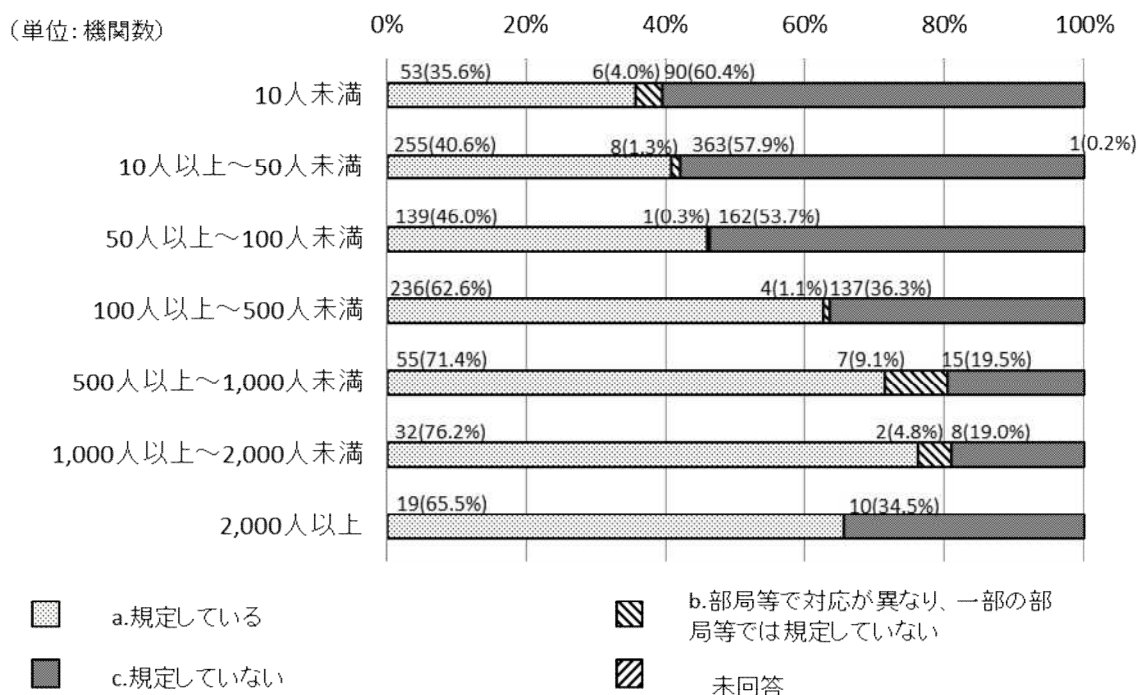


図 4 ① - 3 : 研究者数規模別の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定の整備状況



② 研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定が整備されていない機関における、今後の対応予定

4①において、「b. 部局等で対応が異なり、一部の部局等では規定していない」又は「c. 規定していない」と回答した機関について、約 51% (414 機関) が「a. 平成 27 年度末までに規定する予定」、約 11% (90 機関) が「b. 平成 28 年度以降に規定する予定」としている。(図 4②-1)

一方、「d. 規定する予定はない」と回答した機関が約 10% (79 機関) あるが、この内訳は、企業が 33 機関、これに続いて私立大学が 18 機関、私立短期大学が 16 機関などとなっている。(図 4②-2)

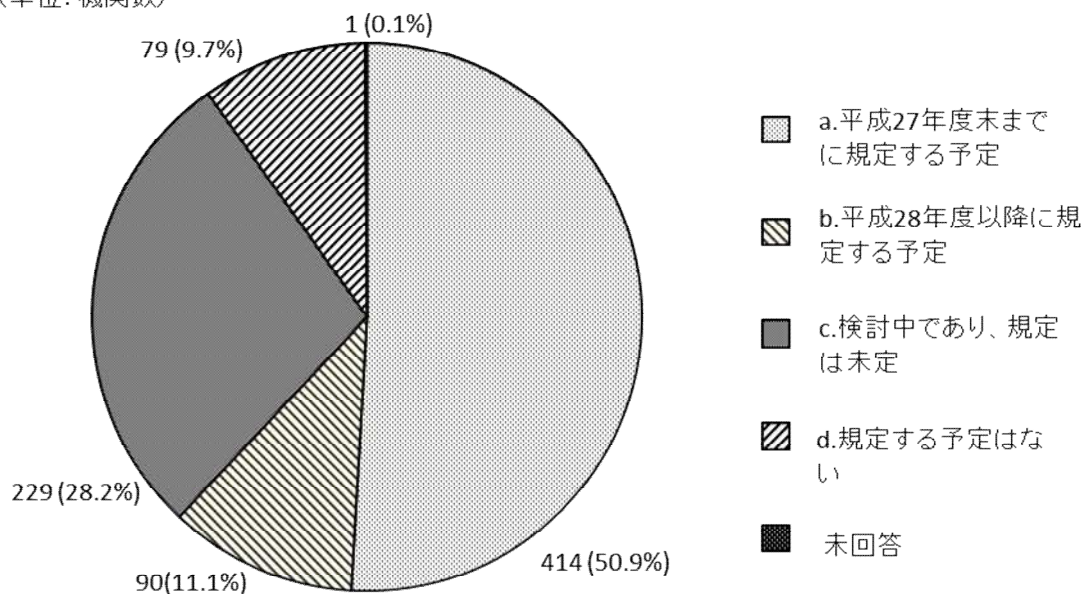
なお、「d. 規定する予定はない」と回答している主な理由としては、

- ・研究データの保存及び開示については、研究者本人の管理に任せており、規程上明記していない。
- ・データ保存は研究者として当然のことであるというコンセンサスを所属研究者間で共有していることから、現時点では規定するに至らないと考えている。

などを挙げている。

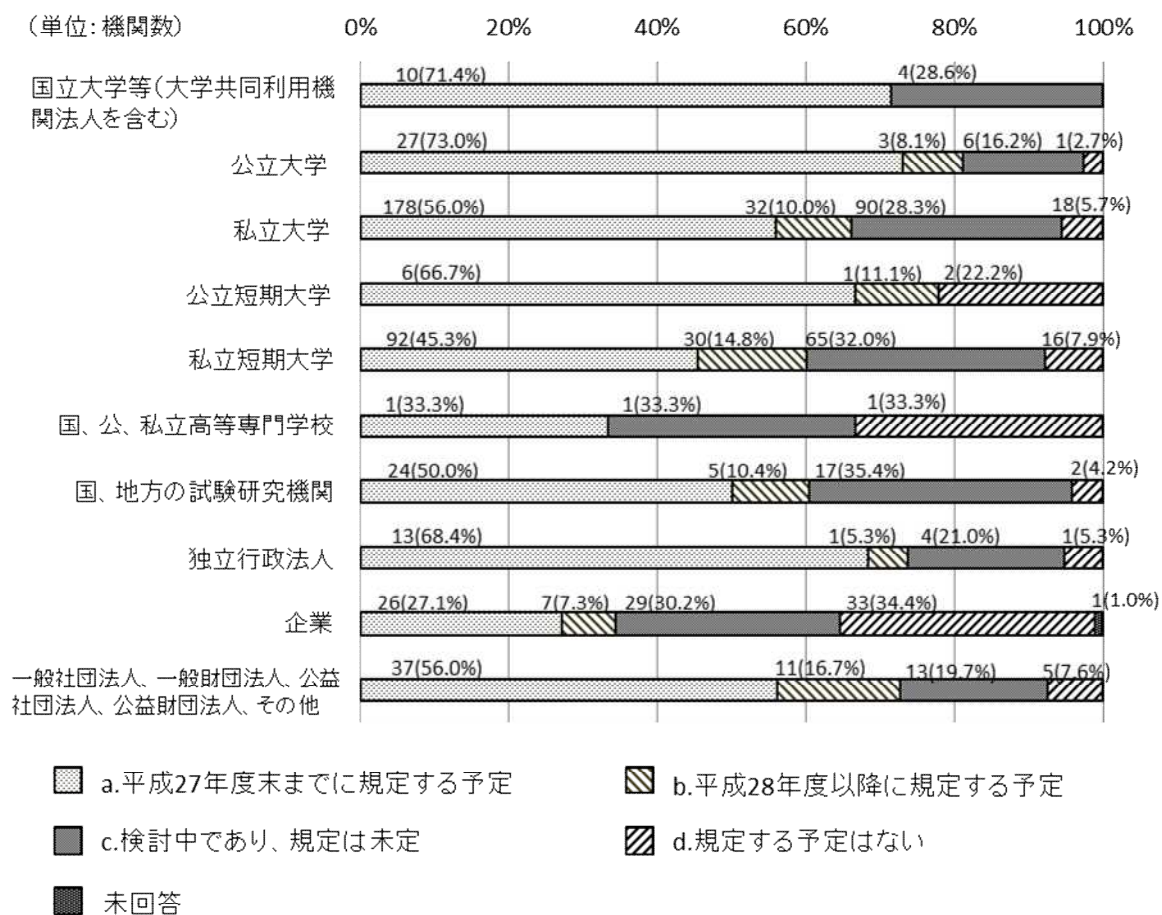
図 4②-1：研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定が整備されていない研究機関における、今後の対応予定

(単位: 機関数)



※ 4①-1において「b. 一部の部局等では規定していない」又は「c. 規定していない」と回答した 813 機関を対象としている。

図4②-2：研究機関種別の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定が整備されていない研究機関における、今後の対応予定



※4①-1において「b.一部の部局等では規定していない」又は「c.規定していない」と回答した813機関を対象としている。